

京都市訓令甲第 18 号

庁 中 一 般

区 役 所

看 護 短 期 大 学

事 業 所

京都市公印規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

区 役 所

看 護 短 期 大 学

事 業 所

第8条第2項中「第2条第19号」を「第3条第5項」に改める。

別表第2区役所印及び区長印（一般公印）の項中「区役所区民部総務課長」を「区役所地域力推進室長」に改め、同表その他の公印の項中「会計室」を「会計室長」に改め、「の課」を削り、「市立大学」を「看護短期大学」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局総務部法制課)